



組合ホームページでも随時  
情報発信中です是非ご覧ください

鹿島人材養成事業協同組合

検索

ホームページ  
QRコード→



当地域でも10年ぶりの積雪があり、まだまだ寒い日々が続いています。

昨年4月に技能実習生の入国が再開して約10カ月程が経過し、当時入国した技能実習生たちが技能実習2号へ移行するための技能評価試験が随時行われております。

組合も事前勉強会や勉強資料の作成・説明、試験準備・同行等を通じて、技能実習生が試験に合格できるようサポートしています。各実習実施者の皆様におかれましても引き続きコロナ感染対策をし、順調に事業が推進できますよう、よろしくお願いいたします。

## ■技能実習生の妊娠・出産に関する制度の周知と不適正な取扱いについて (注意喚起)

妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益取扱いは法律で禁止されています。  
技能実習生から妊娠を伝えられた場合には、**実習実施者は技能実習生と話し合い、  
技能実習生の希望も踏まえて必要な対応**をしてください。



### 妊娠中の技能実習生に配慮が必要なこと

- ・実習実施者は、技能実習生の定期的な病院受診や市町村での手続（母子健康手帳の交付等）を支援し、**安心して妊娠に向き合える環境の整備に努めてください。**
- ・妊娠中の技能実習生を坑内業務、重量を取扱う業務、有毒ガスを発散する場所等に就かせることはできません。技能実習生から請求があれば時間外・休日・深夜労働をさせることはできません。
- ・妊産婦のための保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。医師等から通勤緩和、休憩取得、作業制限、勤務時間短縮、休業等の指導があった場合には、これらの措置を講じる必要があります。

### 技能実習生と話し合っていたきたいこと

**技能実習生が帰国して母国で出産することを希望する場合は**、実習の再開の時期や手続等について、技能実習生に説明し、技能実習を終期まで円滑に行えるよう努めてください。

- ・実習実施者は、技能実習を最後まで行えることを説明した上で、技能実習の継続意思や、日本での出産を希望するかを確認してください。実習終了を希望する場合は、円滑な帰国のために必要な措置を講じる必要があり、技能実習生に帰国費用を負担させることは禁じられています。

### 技能実習生が日本で出産する場合の留意点

- ・出産に際し日本で受けられる各種支援制度のほか、出産する病院の選択や入院手続、入院中必要な物や書類の用意など、**技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。**
- ・育児休業制度の利用可否について説明し取得希望を確認してください。一定の要件を満たした技能実習生から、育児休業の申出があった場合は、育児休業を取得させなければなりません。

※上記の件については、弊組合においてもサポートいたしますので、ご連絡をお願いします。

## ■技能実習生に対するその行為は人権侵害行為です

労働搾取目的の人権侵害の事案とは「①法人または個人が財産上の利益を得る目的」で「②暴力の行使、脅迫、監禁、詐欺、権力の濫用またはぜい弱な立場に乗ずるなどの手段を用いて」「③加害者の影響下から離脱することを困難な状態に置いた上で労働者の意思に反して働かせる」の3つの要件を満たすものです。これは**重大な人権侵害であり、犯罪**です。絶対にやめましょう。また、**技能実習生を従わざるを得ない状況にして、働かせる行為も人権侵害に該当します。下記のような行動はとらないよう日々の指導の際、注意してください。**



- ・暴力、脅迫、監禁のほか、怒鳴る、殴りかかろうとするなどのような行為で技能実習生に恐怖を与え、働かせるようとする。例として「頭を小突いたり肩を叩く」「住居から無断で外出を禁じ、勝手に外出すると罰金を取ると脅す」「語尾に「アホ」などの言葉を付けて強い口調で注意する」など。
- ・職場内の上下関係を利用して、相手の弱い立場につけ込むなど権力の濫用またはぜい弱な立場に乗ずることも該当します。例として、技能実習生の弱い立場につけ込み「解雇する」「帰国させる」などと言って働かせることも、この手段に該当します。

## ■技能実習生から帰国・一時帰国の申出があった場合について

技能実習生が3号移行前や、個人の事情による一時帰国の際に、組合へ連絡がないまま状況が進行する事例が散見されます。

技能実習生が実習実施者の皆様や、組合指導員に相談せず、自分の判断で日程を決め、チケットの手配を行ってしまうことがあります。技能実習生の帰国時には、**チケットの手配以外にも、関係機関や役所への手続きや、帰国時の送迎、帰国時の書類作成等、様々な対応が発生**します。

実習実施者の皆様におかれましては、**技能実習生より申出があった時点で、組合指導員へご連絡**をいただくようお願いいたします。

また、技能実習生に対してはチケットの購入、**各種手続きにつきましては組合指導員がサポートいたしますので、勝手にスケジュールを決めず、チケットも自分の判断のみで購入しないよう説明**をお願いいたします。



2023年4月1日から

**月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%となります**

2023年4月1日から制度の改正に伴い、1日8時間・1週40時間を超える時間外労働をさせた場合、**月60時間超の時間外労働が割増賃金引き上げの対象となり、割増賃金率が50%**になります。

60時間未満の時間外労働については25%のままとなります。

また深夜・休日労働の取扱いについても月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

**実習実施者の皆様におかれましては、賃金の支払いに不足が生じないように注意をお願いいたします。**

CHECK!!



### 時間外の計算方法について

1か月の起算日からの時間外労働時間数を累計して60時間を超えた時点から50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

#### 例：時給1,000円で月の時間外労働が70時間の場合の時間外賃金

割増率25%（60時間まで）→ 時間外賃金1,250円×60時間＝75,000円

割増率50%（60時間超）→ 時間外賃金1,500円×10時間＝15,000円

上記二つを合算して70時間分 90,000円の時間外賃金となります。

### 深夜労働について

深夜労働について**月60時間を超える時間外労働を深夜（22:00～5:00）の時間帯に行わせる場合、深夜割増賃金率25%＋時間外割増賃金率50%＝75%**となります。

### 休日労働について

月60時間の時間外労働時間の算定には、**法定休日に行った労働時間は含まれません。**  
それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。（※法定休日労働の割増賃金率は35%です）

## ■今後の行事予定

2月3日(金)	技能評価試験 耕種農業（初級） 会場：マイステイズプレミア成田	2月14日(火)	技能評価試験 水産加工食品製造(初級) 会場：築地社会教育会館
2月6日(月) ～15日(水)	組合による技能実習状況監査 ※スケジュールについては配布しております訪問予定表をご確認ください		

(発行) 鹿島人材養成事業協同組合

〒314-0254 茨城県神栖市太田 523-27 TEL 0479-46-0444

ホームページURL <http://www.ns-group.co.jp/kkumiai/>